岩手県告示第701号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定に基づき、水沢都市計画区域、江刺都市計画区域及び前沢都市計画区域 の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成22年8月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公聴会の日時及び場所
 - (1) 日時 平成22年9月7日(火)午後2時から
 - (2) 場所 奥州市役所 2階202会議室
- 2 都市計画の変更の案の概要

水沢都市計画区域、江刺都市計画区域及び前沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別紙のとおり変更し、名称を「奥州都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と変更する。

- 3 公述申出書の提出期限 平成22年8月31日(火)
- 備考 「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部並びに奥州市役所に備えておいて平成22年8 月6日から同年9月6日まで縦覧に供する。